

佐賀縣市町会館会議室予約システムの利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀縣市町会館会議室予約システム（以下「会議室予約システム」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 会議室予約システム

インターネットを利用し、会議室等の空き情報の検索、照会及び使用の申請を行うシステムをいう。

(2) 会議室等

会議室及び付属設備をいう。

(3) 閲覧者

会議室予約システムを利用する者のうち、会議室等の空き情報の検索、照会のみを行う者をいう。

(4) 登録者

会議室予約システムを利用する者のうち、会議室等の使用の申請を行う者で、利用者登録を行ったものをいう。

(5) 利用者登録

会議室予約システムにより会議室等の使用の申請を行う者であることを識別できる情報を、施設利用者の登録台帳（利用者登録番号、暗証番号等の情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。））に登録することをいう。

(6) 利用者登録番号

利用者登録の際、当該登録者を識別するために付された番号をいう。

(7) 暗証番号

利用者登録番号とともに登録者を確認するために使用する数字又は英字からなる符号をいう。

(利用者登録)

第3条 会議室予約システムから会議室等の使用の申請を行おうとする者は、あらかじめ利用者登録を行わなければならない。

2 管理者は、前項の利用者登録の申請が適当と認めるときは、当該申請者の利用者登録を行うとともに、その旨を通知するものとする。

3 利用者登録の申請方法は、管理者が別に定める。

(登録事項の変更)

第4条 登録者は、登録された事項に変更が生じたときは、管理者が別に定める方法により届け出なければならない。ただし、暗証番号のみの変更をするときは、この限り

でない。

(利用者登録の廃止)

第5条 登録者は、利用者登録を廃止しようとするときは、管理者が別に定める方法により届け出なければならない。

(禁止事項)

第6条 閲覧者及び登録者は、会議室予約システムを会議室等の空き情報の検索、照会及び使用の申請以外の目的で利用してはならない。

2 閲覧者及び登録者は、会議室予約システムに、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条に規定する不正アクセス行為をいう。）をしてはならない。

3 閲覧者及び登録者は、会議室予約システムの管理及び運営を故意に妨害してはならない。

4 登録者は、利用者登録番号及び暗証番号を第三者に使用させてはならない。

(利用者登録の抹消)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録を抹消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により利用者登録がなされたとき。

(2) 登録者がこの要綱の規定に違反したとき。

(3) その他利用者登録を抹消すべき事由があると管理者が認めるとき。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から適用する。